

下関市 ヤングケアラー支援マニュアル



令和7年3月

下関市

目次

1	はじめに	1
2	ヤングケアラーとは	1
3	ヤングケアラー支援の流れ	3
4	ヤングケアラー支援のポイント	6
5	下関市ヤングケアラー相談窓口の機能と役割等	8
6	下関市要保護児童対策地域協議会	10
7	事例	12
8	下関市の今後の取組み	14
9	参考資料	15
	(1) Q & A	
	(2) 各分野でヤングケアラーに気付くきっかけの例	
	(3) こどもの権利に関するアセスメント項目	

1 はじめに

少子高齢化や働き方、家族の形など子育て家庭を取り巻く環境の変化に伴い、これまで潜在していた問題や課題が明らかになっており、特に、大人が担うような家事や家族の世話など、年齢に見合わない重い責任や負担を背負うことで、学業や友だちづきあい、自身の健康などに様々な不安や悩みを抱える「ヤングケアラー」と呼ばれるこども・若者の存在が明らかになってきました。

ヤングケアラーへの支援は多機関の連携が必要であることから、関係機関が支援の必要性や課題等について共通の認識を持ち、ヤングケアラーの視点に立った見守りや、家庭の状況に応じた支援につなげていくことを目的として、この度、ヤングケアラー支援マニュアルを策定することといたしました。ご一読の上、支援の参考にしていただければ幸いです。

2 ヤングケアラーとは

令和6年(2024年)6月5日に、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が国会で可決・成立し、同年6月12日に公布されました。改正された法律のうち、ヤングケアラーへの支援の強化を図るための「子ども・若者育成支援推進」については、公布日と同日に施行され、改正された法律の中でヤングケアラーが次のとおり明記されました。

「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」(子ども・若者育成支援推進法)

※「家族の日常生活上の世話」とは

法律上明示されている「介護」に加え、幼いきょうだいの世話、障害や病気等のある家族に代わって行う家事や労働のほか、目の離せない家族の見守りや声掛けなどの気遣いや心理的な配慮、通訳なども含まれます。

※「過度に」とは

こどもにおいては、こどもとしての健やかな成長・発達に必要な時間（遊び・勉強等）を、若者においては自立に向けた移行期として必要な時間（勉強・就職準備等）を奪われたり、ケアに伴い身体的・精神的負荷がかかったりすることによって、負担が重い状態になっている場合を指します。

下関市では、「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていることにより、こども自身がやりたいことができないなど、こども自身の権利が守られていないと思われるこども」の視点を大切にして、ヤングケアラー支援を行っています。

ヤングケアラーが障害や病気等のある家族のために日常的にしていること



ヤングケアラーが責任や負担の重さにより諦めてしまっていること



※こども自身の権利が守られていない状態とは？

具体的には、ケアを担うことで自身の時間が確保できず、学校に行けなかったり、友だちと遊ぶ時間がなかったり、勉強や趣味など自分がやりたいことに割く時間がつくれなかったりするなどといった状態が想定されます。

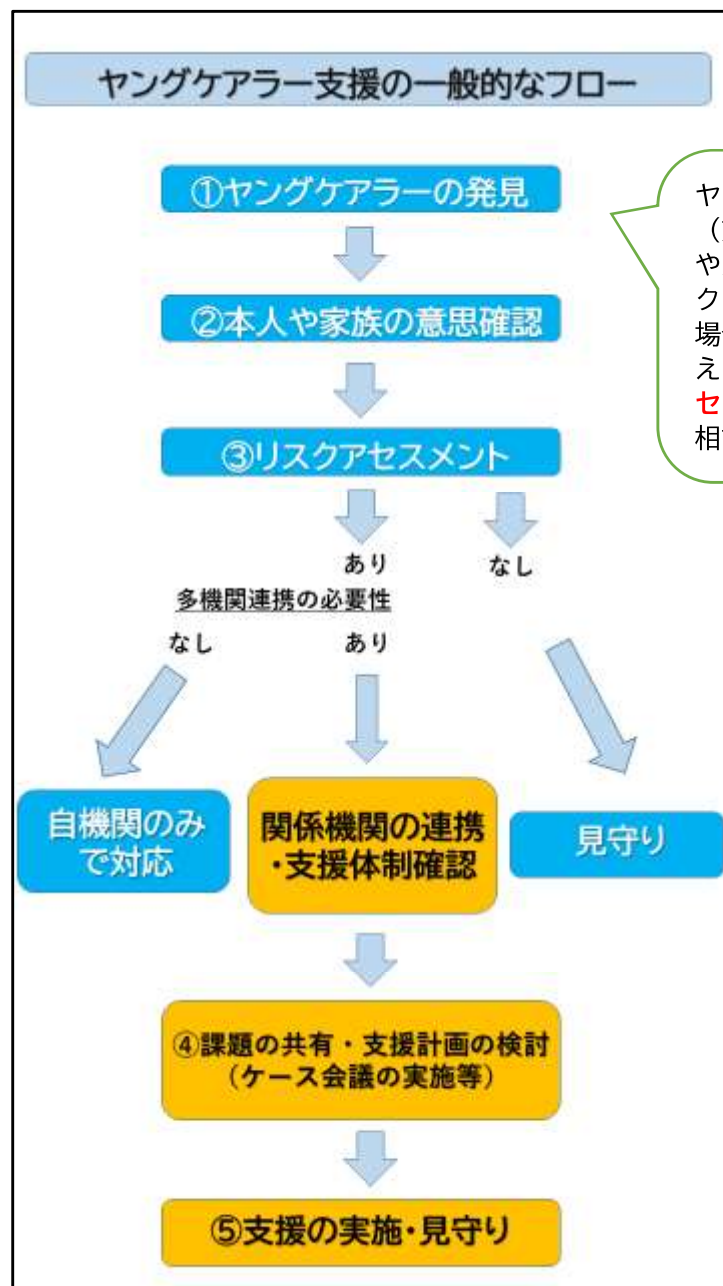
また、その結果、学習に取り組むことができず、進学や就職を諦めてしまったり、周囲とうまく関われないことで、社交性が育たず、大人になっても周りとの関係を築きにくいなど、こどもの育ちや将来に影響を及ぼす可能性があります。

※「こどもの権利に関するアセスメント項目」を、参考資料で紹介しています。（20ページ）

3 ヤングケアラー支援の流れ

【ヤングケアラー支援の流れ】

ヤングケアラーの一般的な支援フローは以下のとおりです。



ヤングケアラーの発見者（支援機関）による本人や家族の意思確認やリスクアセスメントが難しい場合は、一緒に対応を考えますので、**こども家庭センター(231-1980)**への相談をお願いします。

【ヤングケアラー支援フローの解説】

① ヤングケアラーの発見

- ヤングケアラーは、家庭内の問題であり、表に出にくいものです。また、こども自身やその家族がヤングケアラーであることを認識していなかったり、こども自身が家族のことを隠したいと考えていたり、あるいは家族から口止めされている場合があるといった理由により、把握が難しいケースもあります。
- ヤングケアラーの存在に気付くためにまず必要なことは、様々な機関・部署の担当者が「ヤングケアラーがいるかもしれない」ということを常に意識して日々の業務にあたることです。
- 「各分野でヤングケアラーに気付くきっかけの例」を、参考資料で紹介しています。（18ページ）

② 本人や家族の意思確認

- ヤングケアラーと思われるこどもを発見した場合、本人・家族の状況や支援ニーズを確認します。
- ヤングケアラー本人や家族には、当事者同士でこれまで築いてきた関係性や、家族の中での役割があります。また、家族がこどもに家事等の負担をかけてしまっていることを申し訳なく思っている場合もあります。ヤングケアラー本人や家族を責めるような言い回しにならないよう意識し、それぞれの思いやプライドを尊重しましょう。
- 本人・家族の状況や希望を確認した結果、明らかに危機的状況に陥っていると感じたときには、早急に緊急対応機関（下関児童相談所（223-3191）、こども家庭センター（231-1980）、場合によっては医療機関（精神科や小児科など））に連絡を入れる等の緊急介入を行います。
- 緊急で介入する必要がないことが分かったとしても、ヤングケアラーと思われるこどもや家族が辛い状況にある等の場合は、支援につなげる必要があります。
- ただし、周囲の大人からの視点では支援が必要と思われたとしても、こどもや家族が支援を望まない場合があります。そのため、ヤングケアラー支援を考えていく際には、家族の状況やこどもが担う家庭内の役割のほかに、ケアがこどもの生活や生き方にどのように影響しているか、こどもがケアをすることについてどのように考えているのか、支援が必要であると考えているのかといったことも、こども本人や家族から十分確認することが望まれます。
- 確認には、日ごろからこどもの様子をよく知っていたり、こどもと話をする機会の多い、学校関係者の役割が非常に重要となります。

③ リスクアセスメント・連携の必要性の判断

- ヤングケアラーと思われるこどもを発見した場合、こどもの状況（ケア対象、時間、ケア内容、家庭状況、生活状況、健康状態）や上記②の本人や家族の状況等を踏まえて、支援の必要性を検討します。支援が必要な場合は、まずはヤングケアラーを把握した機関が職域の範囲で対応・支援を行います。
- ヤングケアラーのおかれている状況は多岐にわたり、ヤングケアラーや家族が望む支援も様々であるため、支援にあたっては分野の垣根を超えた関係機関の連携が必要となる場合もあります。各関係機関で可能な対応・支援を実施するとともに、連携した支援が必要と判断した場合は、こども家庭センター（231-1980）へご相談ください。支援方法を一緒に考えます。
- 関係機関と連携した対応が必要と判断された場合は、次の④に進みます。

④ 課題の共有・支援計画の検討(ケース会議の実施 等)

- ヤングケアラーの支援を検討する上で必要な情報（ヤングケアラー本人に関する情報やケア対象者に関する情報）等を関係機関で共有し、アセスメントを行い、必要に応じて支援目標や支援計画を立てていきます。
- 情報の共有にあたっては、要保護児童対策地域協議会で取り扱うヤングケアラーを除き、前提としてヤングケアラー本人やその家族からの同意を得ることが必要になります。こどもも意思決定権（意見を表す権利）を持っているので、ヤングケアラー本人に同意を得た後、保護者の同意を得ることが望ましいです。なお、同意を得られていない場合は、緊急性等を総合的に判断した上で対応します。

⑤ 支援の実施・見守り

- 上記③④のアセスメントやケース会議等の結果に沿って、各関係機関が支援を実施します。また、各支援者や地域と連携をしながら、ヤングケアラーの見守りを行います。

4 ヤングケアラー支援のポイント

ヤングケアラーを支援するにあたって、留意してほしいポイントをまとめました。「3 ヤングケアラー支援の流れ」とあわせてご確認ください。

★ヤングケアラーの発見にあたって★

- ヤングケアラーは、こども自身や家庭が自覚しづらく、支援ニーズが顕在化しにくい特徴があります。ヤングケアラーの早期発見・対応につなげるためには、学校（特に小学校・中学校）やスクールソーシャルワーカー等の学校関係者と顔の見える関係性を築き、気になるこども・家庭を把握した場合の相談先として相互の連絡窓口（担当者・連絡先）を明確にしておくことが重要です。

★ヤングケアラーのおかれている状況を把握する★

ヤングケアラーであるこどもがおかれている状況は実に多様です。その状況を理解することが、ヤングケアラーであるこどもへの理解につながります。状況の把握にあたっては、以下を参考にしてください。

- ヤングケアラーや家族などが行うケアの内容や時間の把握や、必要なケアの全体像とヤングケアラーが担っている部分の整理
- ヤングケアラーの生活状況や平日と休日の大まかなスケジュールの把握
- ヤングケアラーの身体的、精神的健康状況の把握
- 教育を受ける権利、休み・遊ぶ権利等、こどもの権利が守られているかを確認。参考資料の「こどもの権利に関するアセスメント項目」（20ページ）を参照
- こどもがケアを行っている状況についての認識（ケアが日常的になっている、精神的につらい、役に立てることがうれしい等）の把握
- 支援ニーズ（「こうなりたい・こうしたい」と思うこと）があるかの把握

★緊急性の判断★

- ヤングケアラーであるこどもへの意思確認の際、たとえば「本人の自傷他害のような言動がみられる」「何日も食事をとれていない」「何日も眠れていない」「下着などの身なりが長期間ひどく不衛生」「極端に不潔な環境の中で生活している」など、健康を損なうような状況がみられる場合があります。
- こども本人や家族の命、心身に危険が及んだりするような可能性があれば、速やかに下関児童相談所（223-3191）、こども家庭センター（231-1980）や医療機関（精神科や小児科など）に連絡を入れる等の緊急介入を行います。

★こども虐待とヤングケアラーとの関係★

- こども虐待のひとつに「ネグレクト」があります。ネグレクトは、保護者としての監護を著しく怠ることで、育児放棄や育児怠慢とも言われます。ヤングケアラーのすべてが必ずしもネグレクトを受けているわけではありませんが、保護者に代わって家事や家族の世話を行っていることで、結果的にネグレクトの状態となってしまう場合があります。
- また、家事などがうまくできなかったヤングケアラーが保護者から叩かれたり、酷い叱責を受けたりした場合には、それが「身体的虐待」や「心理的虐待」にあたる場合があります。
- こども虐待は、こどもに対する重大な人権侵害です。虐待であるかどうかは親の事情は一切関係なく、こどもの視点から判断することが必要です。親にとっては躰のつもりであってもこどもの心や身体が傷つく行為は「虐待」と言えます。そのリスクがあれば、速やかに下関児童相談所（223-3191）やこども家庭センター（231-1980）に連絡してください。

★ヤングケアラーの気持ちに寄り添う★

- ケアを担うことが日常的になっているヤングケアラーには、「周囲の大人を頼る」という発想がないこともあります。周囲の大人を頼る経験がないヤングケアラーは、大人になってからもうまく周りを頼れずに課題を抱え込んでしまうこともあります。そのため「周囲の人が助けてくれた」という経験がその子の将来にとっても重要になります。
- 「自分の生活で困っていることがあったら、身近な大人に相談したり助けを求めたりしていい」「自分の人生を生きていい」ということを日頃から伝えていくことが必要です。ヤングケアラー本人にとって、自分の話を聞いてくれる大人が身近に多くいると思えると、相談する相手の選択肢が増えます。
- また、周囲の大人も、ヤングケアラーだからといってその子を特別扱いしたり、過度に身構えたりする必要はありません。どんな支援が必要なのか、当事者の気持ちを尊重しながら検討していくことが大切です。こどもが勇気を出して自分の話をしてくれたときには、丁寧に聴いてあげてください。

5 下関市ヤングケアラー相談窓口の機能と役割等

下関市では、こども家庭センターがヤングケアラーの総合相談窓口となり、各種相談対応や各部門等との連携を図っています。

下関市ヤングケアラー相談窓口での対応

ヤングケアラーの支援に関して、相談員が以下のような対応を行います。

①相談対応

ヤングケアラー本人、その家族や関係機関・団体・事業所・地域等の支援者からの相談に応じます。

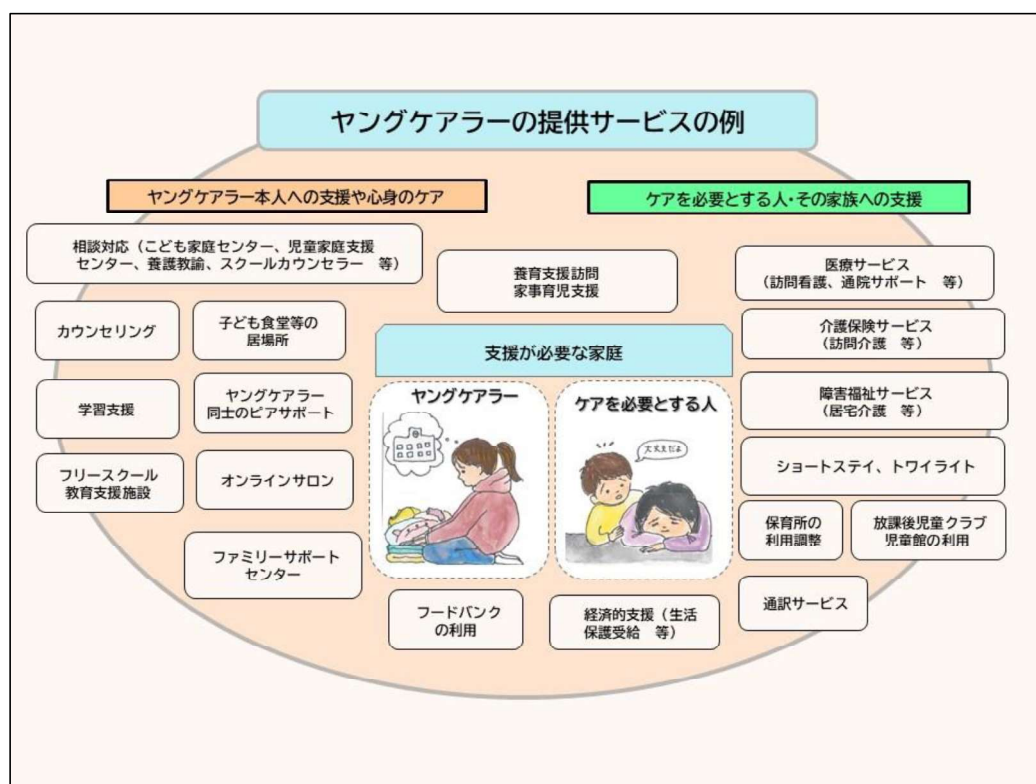
ヤングケアラーの発見者（支援機関）による本人や家族の意思確認やリスクアセスメントが難しい場合は、一緒に対応を考えますので、**こども家庭センター（231-1980）**への相談をお願いします。

②こども本人のケア

支援について本人または家族の同意を得られた場合は、こども本人との面談などを通じて、状況を改善する方法を一緒に考えたり、心理面のサポートなどを行います。（心理面談の実施など）

③必要なサービスの導入へのつなぎ

支援について本人または家族の同意が得られた場合は、家庭状況を整理し、必要なサービスの導入またはサービス導入のつなぎを行います。



④多機関連携の支援調整・ケース会議の実施

支援を検討する上で必要な情報等（ヤングケアラー本人・家族に関する情報やケア対象者に関する情報）を関係機関で共有するため、必要に応じてケース会議実施の調整を行います。

ヤングケアラー及びその家族を支援する下関市こども未来部の主な支援制度

サービス・支援	内 容	担当部門
養育支援訪問事業	子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要な家庭に対して、保健師、保育士、心理士等、専門資格や経験を有した支援員が、養育に関する専門相談に応じます。	こども家庭支援課 (231-1432)
子育て世帯家事・育児支援事業	ヤングケアラー、要保護・要支援児童等、食事や生活環境等について不適切な養育状態にある家庭等に対して、訪問支援員が家事支援、育児支援、公的手続き等への同行支援等を行います。	こども家庭支援課 (231-1432)
子育て支援短期入所生活援助（ショートステイ）事業	保護者が病気や出産、冠婚葬祭等により一時的に児童の養育が困難となった家庭の児童または母子等を預かります。	子育て政策課 (231-1353)
子育て支援夜間養護（トワイライト）等事業	保護者が恒常的な残業や休日出勤などで、家庭で児童を養育できなくなったときに、その児童を預かります。	子育て政策課 (231-1353)
一時預かり事業	保護者の就労や社会的事由等によって家庭での保育が困難になった児童を、緊急・一時的に保育します。	幼児保育課 (231-1929)
ファミリーサポートセンター	育児の援助を受けたい者（依頼会員）と育児の援助をしたい者（提供会員）が、それぞれ会員となり、提供会員は依頼会員に対して有償ボランティアとして援助活動を行います。	下関市ファミリーサポートセンター (子育て政策課内) (233-7632)

その他の相談窓口

○なかべこども家庭支援センター「紙風船」

☎083-250-8721

○下関児童相談所

☎083-223-3191

○下関市教育委員会

教育相談室

☎083-231-6995

ヤングテレホン下関

☎083-231-7838

○つながるやまぐち SNS 相談

24 時間 365 日 LINE で気軽に
相談できます。



○山口県ヤングケアラー専門相談窓口

☎0120-85-1177

✉ youngcarer@s-seikouen.com

6 下関市要保護児童対策地域協議会(要対協)

1 設置目的

関係機関や関係団体、児童の福祉に関連する職務に従事する者、その他関係者により構成され、要保護児童の適切な保護、要支援児童や特定妊婦への適切な支援を図る。

2 支援対象児童等

要保護児童	保護者のない児童または保護者に監護させることが不適當であると認められる児童
要支援児童	保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童
特定妊婦	出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

3 業務内容

- 要保護児童等に関する情報その他適切な保護または支援を図るために必要な情報の交換
- 要保護児童等に対する支援の内容に関する協議

4 要保護児童対策調整機関

要対協を構成する関係機関等のうちから、一に限り要保護児童対策調整機関を指定する。下関市の調整機関は、こども家庭支援課及び各総合支所市民生活課。

5 ヤングケアラー支援において要対協に求められる役割

- 要対協に登録されているこどもや、新規に登録を検討する際や、その支援方針を検討する際に、ヤングケアラーではないかという観点からの家族の要介護者等の有無やその支援の状況、こどもの学校の出欠状況など家族全体の状況を関係機関と共有してアセスメントする。
- ヤングケアラーは、学校からの情報を契機として要対協にケース登録されることが多いことに留意し、学校・教育委員会との情報共有に努める。
- 支援方針を策定する上で、家族に要介護者がいる場合には、その介護・世話等の実態を踏まえた上で、家事援助や介護保険サービス、障害福祉サービスなど適切な支援につなげていくよう留意するとともに、高齢者福祉、障害福祉部局などの関係部署との連携を図る。

参考：厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知「要保護児童対策地域協議会におけるヤングケアラーへの対応について」（令和元年7月4日付子家発0704第1号）

6 情報共有に関する考え方

(1) 個人情報の取扱い

要対協において、ヤングケアラーを支援対象児童として取り扱う場合には、構成機関と情報を共有することができます。要対協自体に『守秘義務』があるため、事業所の枠を超えて情報共有することが可能です。（本人同意は必ずしも必要ではありません）

また、福祉サービスなどを利用している場合でも、既存の会議体において、構成員における守秘義務に関する規定が設けられている場合は、その会議体の範囲内において情報を共有することが考えられます。

上記の場合を除き、入手した個人情報を他の機関に共有する場合には、ヤングケアラーである本人や家族の同意を得ることが求められます。

本人や家族の同意がない場合には、原則として支援者間で情報を共有することはできません。ただし、こども虐待等を疑う場合の児童相談所等への通告については、守秘義務違反になりません。

【児童福祉法による情報提供】

（個人情報取扱いの例外）

要対協は必要に応じて、要対協に構成されていない機関等に対しても、資料または情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができると規定されています。（児童福祉法第25条の3）

個人情報保護法第16条第3項第1号及び第23条第1項第1号では、利用目的による制限及び第三者提供の制限により個人情報の取扱いに制限が規定されていますが、一方で「法令に基づく場合」には適用されないと規定されています。したがって、要対協で「支援を要する児童と思われる」と判断した場合には、本人の同意を得ないで情報を提供しても個人情報保護法違反にはなりません。

(2) 情報における留意点

上記のとおり、ヤングケアラーへの支援を検討するにあたり、個人情報を関係機関と共有する際の前提として、ヤングケアラー本人やその家族から同意を得ることが必要となります。本人やその家族から同意を得る際には、例えば、「同じことを何度も話すのは大変だと思うので、私からお伝えしてもよろしいですか。」と情報共有することのメリットを伝えたり、情報共有先でも個人情報は守られることを伝えたりすることで安心してもらうといった工夫が考えられます。

本人や家族の同意が得られる場合には、事前に関係機関の連携を視野に入れた包括的な同意を取っておき、この先、相談支援のために関わる機関において情報共有することになることを説明するのが良いと考えられます。

7 事例

家庭状況

- ・祖母80代 要介護3、自宅では車いすを使用し、生活している。週2回入浴介助のヘルパーが入っている。
- ・母 40代 正社員として働いており、夜遅くまで働くことが多い。
- ・本人(Aさん) 高校2年生
- ・弟 中学1年生

ヤングケアラー本人の状況

- ・Aさんは、祖母のケア（トイレ介助・見守り）や仕事で多忙な母に代わり、家事全般を担っており、ここ数か月は高校への登校ができなくなっている。
- ・自分の気持ちを記したノートには「早くおばあちゃんが元気になってほしい、私が頑張れば元気になるのかな」「私には支えてくれる人がいない」「もう消えた方が良くいかも」等の記載がみられる。

発見の経緯

発見した人	気付いたきっかけ・対応
スクールソーシャルワーカー	弟の所属中学校より、下関市教育委員会宛てに「不登校状態で気になる家庭がある」と相談。市教育委員会から家庭に対してスクールソーシャルワーカーを派遣し、家庭との面談を実施。 面談の結果、スクールソーシャルワーカーは、弟の不登校の問題、Aさんがヤングケアラーとして家庭を支えている状態であることを把握した。 ・Aさんの支援について→ヤングケアラー相談窓口である下関市こども家庭センターに相談。 ・祖母のケアについて→担当の居宅介護支援事業所に相談。 ・Aさん、弟の不登校支援について→Aさんの高校、弟の中学校とそれぞれ連携し、家庭支援状況を確認。

本人・家族の意向

- ・母の仕事の休みに合わせて家庭訪問し、母の気持ち、今後の支援や方向性の確認。母は、この状況をどうにかしたいと思っているが、自身の仕事もあり、どうしていいかわからない。
- ・祖母は、今後も自宅で過ごしたいという思いが強い。

- Aさんは、祖母のケアは続けたいと思っている。しかし、ケアや家事全般に追われ、学校に行けず、体調も崩しているため、負担を軽くしたいと思っている。
- 弟は、祖母のケアや家事全般に追われているAさんの体調を心配している。

課題解決の方向性

- スクールソーシャルワーカーが、Aさんの医療機関の受診につなげる。また、Aさんの高校、弟の中学校の担任とこどもたちとの良好な関係性を維持してもらいながら、登校した際にはスクールカウンセラーや養護教諭の対応を依頼。
- Aさんが担っている家事全般（調理、掃除、洗濯等）について、「子育て世帯・家事育児支援事業」（9ページ参照）を導入。Aさんの家事負担を軽減する。
- ケアマネジャーが、祖母の介護サービスを見直し、ヘルパーのサービス内容にトイレ介助を加え、Aさんのケア負担を軽減する。

8 下関市の今後の取組み

こども家庭センターを中心に、今後においてもヤングケアラーの支援体制の強化に努めます。

1 普及啓発の実施

リーフレットの配布や出前講座の実施等により、ヤングケアラーの認知度を向上させることで、ヤングケアラーの早期発見につなげます。

◇こども家庭支援課では、「ヤングケアラー～SOS の出し方、見つけ方～」のテーマで出前講座を受付中です。

ヤングケアラーってなに？家族のお世話、なにがだめなの？どうやってまわりの大人に伝えたらいい？ぜひ学んでみませんか。

対象：市民 時間：1 時間程度 日時・場所は要相談

＜申込先＞下関市教育委員会 生涯学習課（231-2054）

2 関係機関等職員研修の実施

ヤングケアラー支援に関係する機関等の職員を対象に研修会を実施し、ヤングケアラーへの理解を深め、地域でのヤングケアラー支援の機運を醸成します。

3 子育て世帯・家事育児支援事業の実施

支援が必要な家庭に対して、育児支援・家事支援等を行う訪問支援員を派遣し、ヤングケアラーの負担軽減を図ります。（9ページ参照）

4 ヤングケアラーの把握

支援対象となるヤングケアラーを把握するため、学校等の関係機関を通じて記名式等による調査を実施します。

5 関係機関との連携による支援強化

関係機関と連携し、一体的かつ重層的な支援強化を図ります。

参考資料

参考資料 (1)Q&A

Q1.支援が必要なヤングケアラーであるかどうかの判断が難しいのですが。

- ヤングケアラーかどうかの厳密な判断に捉われる必要はありません。
- 周囲の大人から見て「こどもの権利が侵害されている状態だ」と明らかに判断される場合には、改善のために関わる必要がありますが、一方で、こどもには「意見を表す権利」もあります。
- まずは、そのこどもや家族の状況とともに、こども自身の思いを聞くことが大切です。家族の世話についてこどもと一緒に考えていくうち、こどもから何らかのニーズが確認された場合には、こどものニーズを満たせるよう、負担軽減の支援を検討することになります。
- また、今は負担がそれほどでもないこどもでも、将来的に負担を抱えるかもしれませんので、定期的にこどもの思いを確認するようにします。

Q2.本人がヤングケアラーと気付いていない場合、どのように対応したらよいでしょうか。

- ヤングケアラーの中には、ヤングケアラーだと認めたくないこどもや、ヤングケアラーだと言われて傷つくこどももいますので、必ずしもヤングケアラーだと認識させる必要はないと考えます。
- ヤングケアラー支援の特徴の一つとして、本人や家族に自覚がない状態では、自分からサポートを求めることは難しいという点があります。
- ヤングケアラーであると決めつけるようなことはやめましょう。
- 話を聞いてもらう機会や、そもそも話を聞いてもらえるという発想自体をあまり持ち合わせていない可能性も考えながら、本人のことを気かけ、心を開くまで寄り添い、タイミングをみて話を聞く等して本人を支えることが大事になります。

Q3.こどもに質問をしたところ、「困っていることはない」という返事しか返ってきませんが、どうしたらよいでしょうか。

- 本当に困っていない場合、困っているけれど素直に話せない場合、困っていることに気付いていない場合など様々な状況が考えられます。
- 家族を支えることを生きがいとしているこどもがいるなど、ヤングケアラーだからといって、すべてのこどもが周囲の手助けを求めているとは限りません。ただし、今困っていない場合であっても、こどもの成長や家族の状況の変化によって、いつこどもがつらい状況におかれるかは分かりません。
- また、第三者に家族のことを話すことで、家族に影響があるかもしれないと考え、素直に話せないこどももいます。
- そのため、困っていないという返事であれば、それをまずは受け止めます。その後、見守りや声掛けを通して、いつでも気にかけている、なにかあれば相談してほしい、というメッセージを伝え続けるとともに、こどもが相談しやすいような関係性を日ごろから構築しておくことが求められます。

Q4.個人情報に関係機関と共有することについて、本人や家族の同意が得られない場合はどのように対応すればよいでしょうか。

- 緊急の場合や要対協への登録ケース等の場合を除き、本人や家族の同意が得られるまでは、個人情報を他の機関に共有することはできません。
- その場合、個人情報を伏せた上で、専門機関に対応方法を相談することが考えられます。
- そのほか、周囲の大人ができることとして、①こどもにとっての選択肢を増やすこと、②こどもが素直な気持ちを表出できる関係を持った人がこどものそばにいる環境を作ることが挙げられます。
- こどもに選択肢を提示したとしても、こどもが素直に支援ニーズを他の人に伝えられない場合もあります。
- また、仮に必要な支援につながったとしても、こどもの気持ちに十分に寄り添うことができていない場合、こどもに心の傷を残してしまう場合もあります。「君はヤングケアラーだからそこまで頑張らなくていい」と言われ、自分がしてきたことを否定されたように思ってしまうこどももいます。
- 支援につなげることを焦らず、こどもの気持ちに寄り添うことが重要です。
- なお、こども虐待と判断できるケースで同意が不要な場合であったとしても、こどもの気持ちに配慮することは必要です。

Q5.ヤングケアラーの家庭が支援を拒否する場合は、どのように対応すればよいでしょうか。

- ヤングケアラーに限らず、支援が必要な状況でも支援を拒否する場合は少なくありません。むしろ、支援が必要な家庭ほど支援を拒否することが多いという声もあります。
- 行政が突然「支援する」といって、いきなり連絡してきたり、訪問してきたりすれば、構えてしまうのは自然なことです。長期的な視点で本人や家族との関係構築を図り、本人や家族から相談してもらえるような関係を目指すことが求められます。
- 本人や家族に寄り添う伴走型の支援を心がけ、時間をかけて本人や家族と信頼関係を構築していきましょう。
- 場合によっては、別の機関の職員が連絡したり訪問したりすることで、状況が変わり支援につながる場合もあります。ケース会議などで関係機関と情報を共有しあうことも大切です。
- こどもが希望する際には、こどもが家庭から離れる時間、機会を作ることも必要になります。例えば、宿題をする時間は学校などで確保することも考えられます。

出典：『山口県ヤングケアラー支援ガイドブック～ヤングケアラーの早期把握と支援のために～』（令和6年3月版）を基に作成

参考資料 (2)各分野でヤングケアラーに気付くきっかけの例

教育・保育(学校、保育所等)

- ☐ 授業中の集中力が欠けていたり、居眠りをしていることが多い
- ☐ 欠席が多い、不登校である
- ☐ 遅刻や早退が多い
- ☐ 保健室で過ごしていることが多い
- ☐ 提出物が遅れがちになってきた
- ☐ 持ち物がそろわなくなってきた
- ☐ しっかりしすぎている
- ☐ 優等生でいつも頑張っている
- ☐ こども同士より大人と話が合う
- ☐ 周囲の人に気を遣いすぎている
- ☐ 服装が乱れている
- ☐ 児童・生徒から相談がある
- ☐ 家庭訪問時や生活ノート等にケアをしていることが書かれている
- ☐ 保護者が授業参観や保護者面談に来ない
- ☐ 幼いきょうだいの送迎をしている

高齢者福祉（高齢福祉事業所、地域包括支援センター等） 障害福祉（障害福祉サービス事業所、基幹相談支援センター、 相談支援事業所等）

- ☐ 家族の介護・介助をしている姿を見かけることがある
- ☐ 日常の家事をしている姿を見かけることがある

生活保護/生活困窮（福祉事務所、生活困窮者自立支援機関等）

- ☐ 家族の介護・介助をしている姿を見かけることがある（生活保護担当職員による対応等）
- ☐ 家庭訪問時や来所相談時に常に傍にいる

医療（病院、診療所等）

- ☐ 平日に学校を休んで付き添いをしている
- ☐ 来院時の本人の身なりが整っていない、虫歯が多い
- ☐ 往診時等に、家族の介護・介助をしている姿を見かけることがある

地域

- ☐ 学校へ行っているべき時間に、学校以外で姿を見かけることがある
- ☐ 毎日のようにスーパーで買い物している
- ☐ 毎日のように洗濯物を干している
- ☐ 自治会の集まり等、通常大人が参加する場にこどもだけで参加している
- ☐ 民生委員・児童委員による訪問時に家族を世話している
- ☐ 子ども食堂での様子に気になる点がある

就労（勤務先等）

- ☐ 生活のために（家庭の事情により）就職している
- ☐ 生活のために（家庭の事情により）アルバイトをしている

その他

- ☐ ごみがたまるなどの問題が発生している
- ☐ 家賃不払いにより自宅を退去
- ☐ こどもが親の通訳をしている
- ☐ 教育支援センター（適応指導教室）で児童・生徒から家族のケアに関する相談がある
- ☐ 児童家庭支援センター等において、家族のケアを行うこどもに関する相談がある

出典：有限責任監査法人トーマツ『多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル』
（2022年3月）を基に作成

参考資料 (3)こどもの権利に関するアセスメント項目

以下のアセスメント項目は、ヤングケアラーに関係の深いこどもの権利である①教育を受ける権利、②休み・遊ぶ権利、③健康・医療への権利が侵害されている可能性がないかを確認する際のツールです。「★」がついている項目は、ヤングケアラーである可能性が高い特徴です。

①教育を受ける権利

- ☐ 欠席が多い、不登校 ★
- ☐ 遅刻や早退が多い ★
- ☐ 保健室で過ごしていることが多い ★
- ☐ 学校に行っているべき時間に、学校以外で姿を見かけることがある ★

その他の気になる点

- ☐ 授業中の集中力が欠けている、居眠りをしていることが多い
- ☐ 学力が低下している
- ☐ 宿題や持ち物の忘れ物が多い
- ☐ 保護者の承諾が必要な書類等の提出遅れや提出忘れが多い
- ☐ 学校（部活含む）に必要なものを用意してもらえない
- ☐ お弁当を持ってこない、コンビニ等で買ったパンやおにぎりを持ってくることが多い
- ☐ 部活に入っていない、休みが多い
- ☐ 修学旅行や宿泊行事等を欠席する
- ☐ 校納金が遅れる、未払い
- ☐ クラスメイトとのかかわりが薄い、ひとりでいることが多い
- ☐ 高校に進学していない

②休み・遊ぶ権利

- ☐ 幼稚園や保育園に通園していない ★
- ☐ 生活のために（家庭の事情により）就職している ★
- ☐ 生活のために（家庭の事情により）アルバイトをしている ★
- ☐ 家族の介助をしている姿を見かけることがある ★
- ☐ 家族の付き添いをしている姿を見かけることがある ★
- ☐ 幼いきょうだいの送迎をしていることがある ★

その他の気になる点

- ☐ こどもだけの姿をよく見かける
- ☐ 友だちと遊んでいる姿をあまり見かけない
- ☐ 年齢と比べて情緒的成熟度が高い
- ☐ 極端に痩せている、痩せてきた

③健康・医療への権利

- ☐ 必要な病院に通院・受診できない、服薬できていない ★
- ☐ 精神的な不安定さがある ★
- ☐ 給食時に過食傾向がみられる（何度もおかわりをする） ★

その他の気になる点

- ☐ 表情が乏しい
- ☐ 家族に関する不安や悩みを口に出している
- ☐ 将来に対する不安や悩みを口に出している
- ☐ 生活リズムが整っていない
- ☐ 身だしなみが整っていないことが多い（季節に合わない服装をしている）
- ☐ 極端に太っている、太ってきた
- ☐ 極端に痩せている、痩せてきた
- ☐ 予防接種を受けていない
- ☐ 虫歯が多い

出典：三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社『ヤングケアラーへの早期対応に関する研究報告書』（2020年3月）を基に作成

連携支援十か条

- 一 ヤングケアラーが生じる背景を理解し、家族を責めることなく、家族全体が支援を必要としていることを各機関が理解すること
- 二 緊急の場合を除いて、ヤングケアラー本人抜きで性急に家庭に支援を入れようとすることはせず、本人の意思を尊重して支援を進めることが重要であることを各機関が理解すること
- 三 ヤングケアラー本人や家族の想いを第一に考え、本人や家族が希望する支援は何か、利用しやすい支援は何かを、各機関が協力して検討すること
- 四 支援開始から切れ目なく、また、ヤングケアラー本人や家族の負担になるような状況確認が重複することなく、支援が包括的に行われることを目指すこと
- 五 支援を主体的に進める者（機関）は誰か、押しつけ合いをせずに明らかにすること
- 六 支援を進める者（機関）も連携体制において協力する者（機関）も、すべての者（機関）が問題を自分事として捉えること
- 七 各機関や職種は、それぞれの役割、専門性、視点が異なることを理解し、共通した目標に向かって協力し合うこと
- 八 既存の制度やサービスで対応できない場合においても、インフォーマルな手段を含め、あらゆる方法を模索するとともに、必要な支援や体制の構築に向けて協力すること
- 九 ヤングケアラー本人や家族が支援を望まない場合でも、意思決定のためのサポートを忘れずに本人や家族を気かけ、寄り添うことが重要であることを各機関が理解すること
- 十 円滑に効果的に連携した支援を行う事ができるよう、日頃から顔の見える関係作りを意識すること

出典：有限責任監査法人トーマツ『多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル』（2022年3月）を基に作成

下関市「ヤングケアラー支援マニュアル」

令和7年(2025年)3月版

発行：下関市こども未来部こども家庭支援課



下関市ヤングケアラーHP